

町当局の諮問に対して答申を出すまでの審議計画（案）

提案：会長 高橋 守

諮問内容（要点）

＜長期計画＞

- 町内小中学校全校を対象として
小学校6校を2校にし、学校の位置を現小川小学校と西中学校にする。
中学校3校を1校にして、学校の位置を現檮台中学校にする。
- 再編により生じる学校は、新たな校名を附し、新たな学校として設置する。
- 再編は概ね10年をめどとする。

＜短期計画＞

- 東小川小学校を小川小学校に統合する。
- 統合は概ね3年をめどに行う。

1 審議の方法

諮問の内容について以下のように検討し、審議会としての答申をまとめる。

- (1) 長期計画については小学校、中学校別に検討を進める。また、短期計画については、別途取り上げて検討する。
- (2) 諮問にあるように学校再編した場合に想定される課題を明らかにする。
- (3) 課題を検討する中で見出される問題点や利点を整理し、問題点の解決策を検討する。
- (4) 短期計画の東小川小学校の統合の件について課題を整理する。
- (5) 短期計画に関して検討した内容をまとめる。
* 早期に結論を出す必要がある場合には審議会としての結論を出し、中間答申を行う。
- (6) 解決策が見出されない場合、別の再編案や学校再編を行わない解決策を検討する。
- (7) 審議全体を総括して、諮問に対する審議会の結論をまとめ、答申書を作成して答申する。

尚、審議の過程で各地域、PTA等の団体に意見を集約して審議をする必要がある場合には、その旨を審議委員全員に諮り、同意を得てそれぞれの地域、団体個別に意見集約を進めていく。その際、説明等が必要な場合には事務局に依頼し協力を得る。

2 審議の流れ（審議計画：第3回審議会以降）

